

(仮称)
地域共生ステーション
整備基本計画

令和6年3月
高槻市

目次

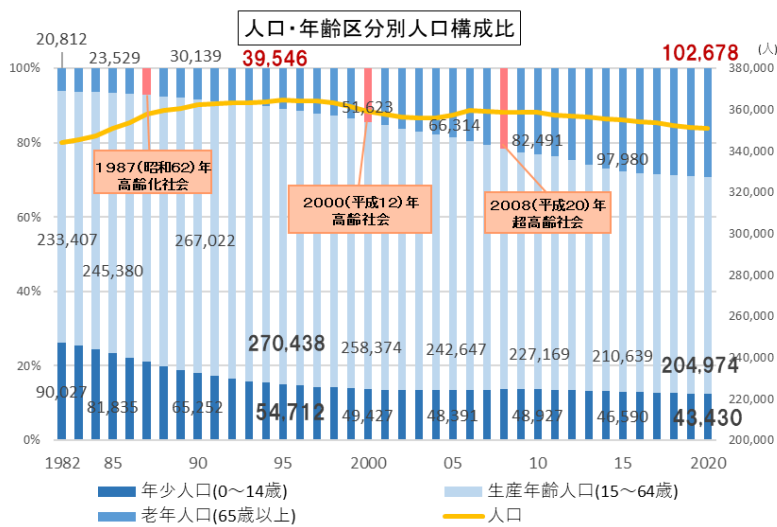
1	社会背景・福祉を取り巻く環境.....	1
	(1) 現況.....	1
	(2) 課題.....	2
2	地域共生社会づくりの必要性.....	3
	(1) 地域共生社会とは.....	3
	(2) 地域共生社会づくりの必要性.....	4
3	市の取組状況.....	5
	(1) 地域福祉計画の改定.....	5
	(2) 高槻版 地域共生社会モデルの整備検討.....	6
4	整備予定地.....	7
	(1) 整備予定地の立地.....	7
	(2) 整備予定地の詳細.....	7
5	(仮称) 地域共生ステーションの整備でめざすもの.....	9
	(1) 整備にあたっての市の基本的な考え方と空間のコンセプト.....	9
	① 市の基本的な考え方.....	9
	② 空間のコンセプト.....	9
	③ 導入機能.....	9
	(2) (仮称) 地域共生ステーションの整備に向けた市民意向調査結果.....	10
	① パネル展示説明会におけるアンケート結果.....	10
	② WEB アンケートの結果.....	11
	③ ワークショップの結果.....	12
	(3) めざす地域共生社会モデル像.....	14
	(4) 導入施設・規模.....	16
	(5) 土地利用計画(一例).....	18
	(6) (仮称) 地域共生センター平面ゾーニング(一例).....	19
6	整備手法・運営手法について(民間活力導入可能性調査).....	20
	(1) 基本的な考え方((仮称) 地域共生ステーション整備基本構想より).....	20
	(2) 高槻市における「PPP/PFI 手法導入における優先的検討に係る指針」.....	20
	(3) 本事業において想定される事業手法.....	21
	(4) 民間事業者へのサウンディング調査の結果.....	22
	(5) 事業手法の検討結果.....	22
	① 事業手法(運営)に関する定性的な評価.....	22
	② 事業手法(整備)に関する定性的な評価.....	23
	③ 事業手法に関する定量的な評価.....	24
	④ 事業手法に関する総合評価.....	27
	(6) 官民役割分担の整理.....	28
	(7) 運営への市民意見反映の考え方.....	29
	① 基本的な考え方.....	29
	② (仮称) 地域共生ステーションミーティング.....	29
7	整備スケジュール.....	30
	資料編.....	31

1 社会背景・福祉を取り巻く環境

(1) 現況

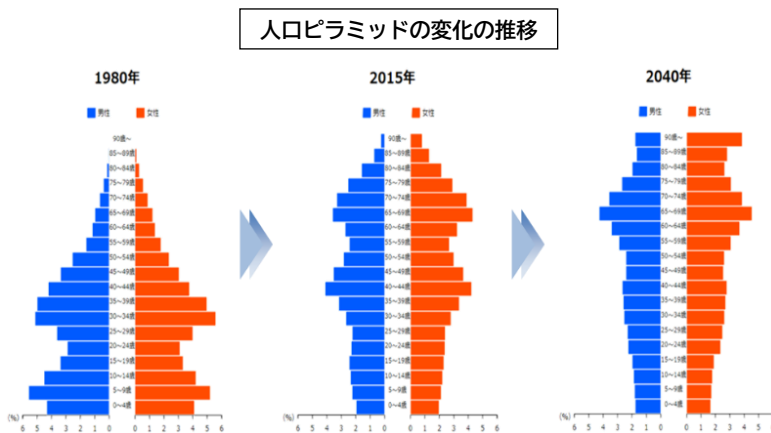
全国的にも少子高齢化や人口減少の進行に加え、核家族化の進行や単身高齢者世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、市民同士のつながりが希薄となっており、福祉ニーズが多様化・複合化することで、個別の制度のみでは十分な解決が図れない事例や制度の狭間の問題が生じるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市の人口構造も同様の傾向にあり、高齢化率は年々上昇して令和3（2021）年9月末現在で29.3%となっており、全国の28.9%を上回っています。



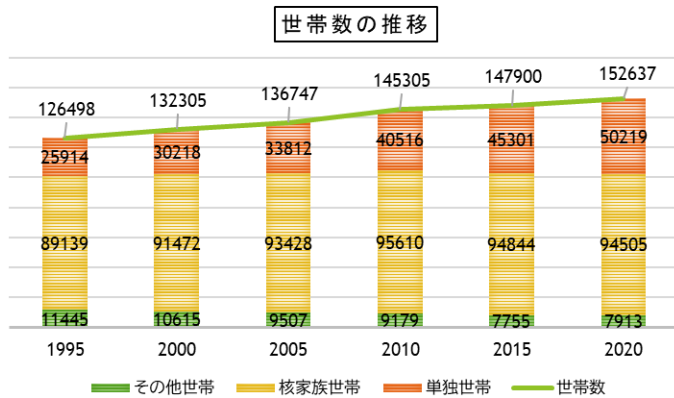
資料：高槻市統計書より作成

- ・人口は35万人程度で推移
- ・平成7（1995）年をピークに緩やかな減少傾向
- ・令和2（2020）年の老年人口は平成7（1995）年と比べて2.6倍に増加
- ・生産年齢人口、年少人口は減少



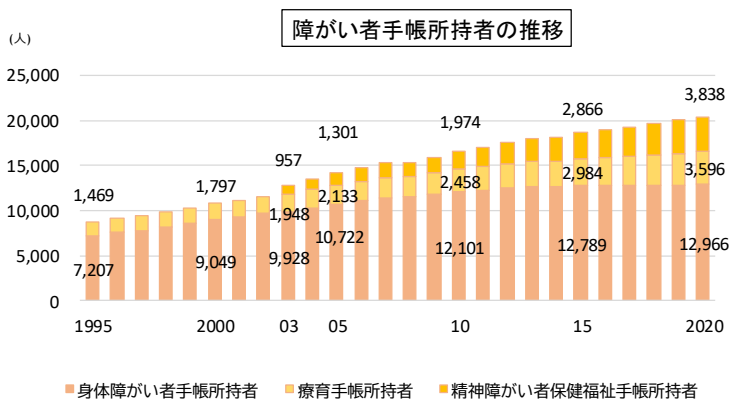
資料：地域経済分析システム

- ・昭和35（1960）年頃から全国的にもまれにみる人口急増を経験
- ・急増した人口は、働く世代やその子どもが中心
約50年以上が経過し、高齢者世代へ
- ・人口推計では令和47（2065）年に人口231,257人、高齢化率39.5%（高槻市人口ビジョン（令和3（2021）年2月策定））



資料：国勢調査より作成

- ・核家族化が進行し、その後単独世帯へ移行
- ・近年は、単独世帯数は全体の約3分の1を占める
- ・三世帯世帯などその他世帯の数が一貫して減少傾向



資料：高槻市統計書より作成

- ・障がい者手帳所持者数は、どの区分でも増加傾向
- ・身体障がい者手帳所持者は約5,800人増（対平成7(1995)年）
- ・療育手帳所持者は約2,100人増（対平成7(1995)年）
- ・精神障がい者保健福祉手帳所持者は約2,900人増（対平成15(2003)年）
※障がい者数は高齢化に伴い増加する傾向にあります

(2)課題

現況を踏まえた課題は下記のとおりです。

- ・核家族化や共働き世帯の増加などによる子育ての孤立化
- ・高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯の増加などによる家庭機能の低下や高齢者の孤立化
- ・ライフスタイルの多様化等による地域でのつながりの弱まり
- ・日常生活における不安や悩みを相談できる相手がない
- ・世帯の状況の変化を周囲が気付き支えるという人間関係の希薄化

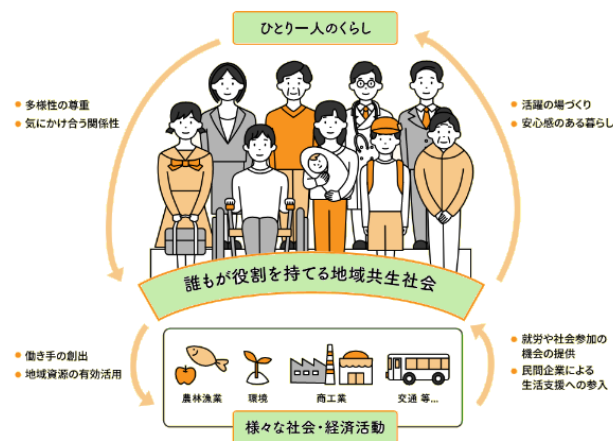
(1) 地域共生社会とは

高齢化や人口減少の進行に伴い、社会構造や人々の暮らしは変化しています。このような状況を踏まえ、厚生労働省が改革の基本コンセプトとして掲げた、市民や地域の多様な主体が地域活動に参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを地域共生社会と言います。

地域共生社会とは

(厚生労働省HP)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。



高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

人と人とのつながりそのものがセーフティネット



(2)地域共生社会づくりの必要性

社会背景・福祉を取り巻く環境や国の考え方を踏まえ、本市における地域共生社会づくりの必要性について整理しました。

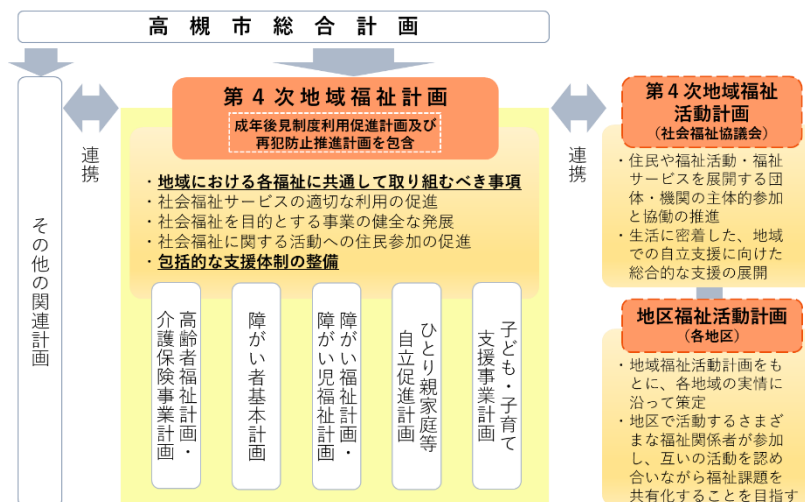
- 高齢者、子ども、障がい者などの対象者ごとの公的支援では対応できないケースが増加
⇒縦割りの限界、公的支援を「個別制度の充実」から「包括的な支援」へ
- 社会的孤立や身近な生活課題（電球の取り換え、ゴミ出しなど）、軽度の認知症など、制度の狭間の課題が表面化
⇒「つながり」の再構築の必要性
- 今後も、さらなる高齢化により多くの人の生活の中心が職場から地域に移っていく中で、人々の生活基盤となる「地域」の重要性が一層高まる
⇒市民が地域でつながり、支え合う取組を育んでいく事が必要



地域共生社会への移行が必要

(1)地域福祉計画の改定

令和3（2021）年3月の第4次地域福祉計画の改定において、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉計画を各福祉分野の「上位計画」に位置付け、“地域福祉”の視点から、共通する取組や、今後の施策を展開していく上での方向性や基本事項を定めました。そして、各福祉分野の個別具体的な施策をこの地域福祉計画と調和を図りながら推進していく体制へと変更し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めています。



<行政計画体系図（福祉関係）>

資料：第4次地域福祉計画より抜粋

第4次地域福祉計画において定めた3つの基本目標と方針、めざす社会像は以下のとおりです。

基本目標1 包括的な相談支援体制をつくる	
方針1 身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり	○ 悩みや困り事を抱えこまず、誰もが気軽に相談でき、支援のきっかけとなる場所(人)が身近にあります(います)。
方針2 市全域での包括的な相談支援体制づくり	○ 多機関がつながり、分野を超えた切れ目のない相談支援が行われています。
方針3 権利擁護の推進	○ すべての人が個性や権利を尊重され、その人らしい生活を住み慣れた地域でおくれています。
基本目標2 支え合い、共に生きる地域をつくる	
方針1 地域の支え合い、見守り体制の強化	○ 多様な主体と手を取り合い、自身の住む地域の状況や課題を皆で把握し、解決できる地域となっています。
方針2 地域の交流の場づくり	○ 誰もがつながり、孤立しない、安全・安心な地域となっています。
方針3 災害時要援護者支援体制の強化	○ 誰もが気軽に立ち寄り、交流できる居場所が身近にあります。
	○ 災害時に災害時要援護者の支援が円滑に行えるよう、日頃から地域で支え合い、助け合う関係づくりができています。
基本目標3 地域や福祉の人材をつくる	
方針1 地域福祉活動を支える人材づくり	○ 地域の福祉を支える活動に幅広い層の人が参加しています。
方針2 人権施策及び福祉教育の推進	○ 一人ひとりが地域や福祉を担う一員として、お互いに認め合う意識が育まれています。
方針3 情報提供・発信の充実	○ 地域や福祉に関する情報を、誰もが適切に得られています。

(2)高槻版 地域共生社会モデルの整備検討

令和4（2022）年度から、地域福祉計画に記載する3つの基本目標を達成できるような空間をモデル的に整備するための検討を開始し、令和4（2022）年12月に「（仮称）地域共生ステーション整備基本構想」を策定しました。

地域共生社会の実現に向けて、整備されたモデル空間での取組や成果を市全域に広げることが目標としています。

(1)整備予定地の立地

整備予定地は以下のエリアであり、地区コミュニティと地区福祉委員会などが連携して、祭りや運動会、文化祭を実施しているなど、地域活動や地区福祉活動が活発な地域となっています。

<整備予定地の位置と周辺施設の状況>



航空写真出典：国土地理院撮影の空中写真(2021年撮影)

(2)整備予定地の詳細

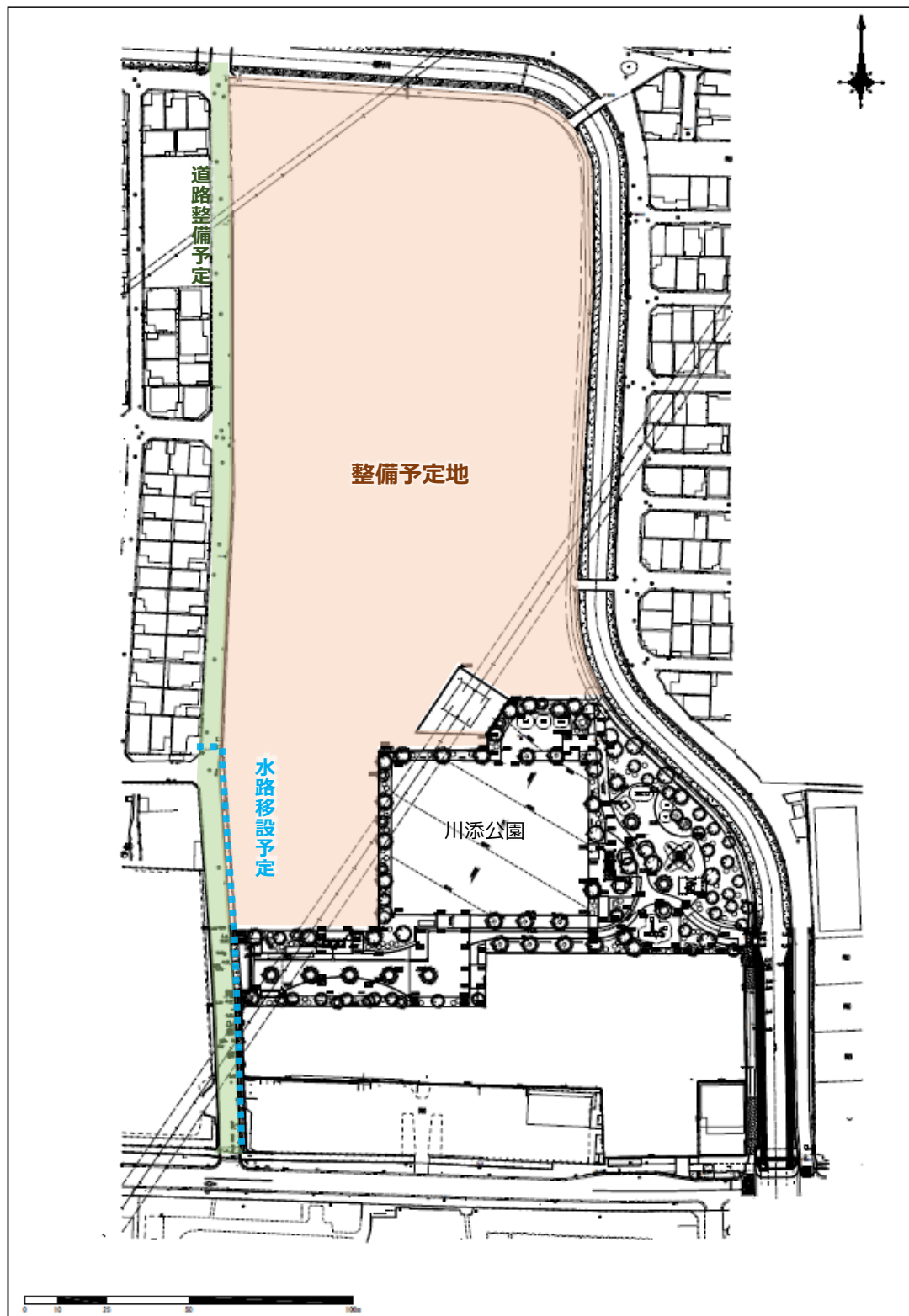
整備予定地における法規制等の条件は下表のとおりです。

<整備予定地における規制等の条件>

項目	内容
所在地	高槻市川添一丁目 18
敷地面積	約 2.3ha
用途地域	第一種中高層住居専用地域 ただし、用途地域の緩和を予定
防火地域	準防火地域
容積率	200%
建蔽率	60%
浸水想定 (外水氾濫)	淀川：3.0～5.0m 未満 淀川以外：0.5～3.0m 未満

整備予定地の具体的な範囲は下図のとおりであり、南側は川添公園と隣接しています。(仮称)地域共生ステーションの整備と合わせて、西側の道路の整備工事及び水路の移設工事を行うことを想定しています。

<整備予定地の範囲>



(1) 整備にあたっての市の基本的な考え方と空間のコンセプト

① 市の基本的な考え方

あらゆる世代の人が、障がいの有無等に関わらず、地域において生きがいや希望をもち、安心して生活を送ることができるよう、インクルーシブな地域社会をつくる観点から整備を進めます。

② 空間のコンセプト

(仮称) 地域共生ステーションで過ごす人、訪れる人、すべての人が

- ・安心して過ごせる空間であること
- ・希望をもち、夢を育める機会があること
- ・人や地域社会と関わり合いをもてること
- ・地域や訪れる人のために役割をもてること

③ 導入機能

導入機能は以下のとおりです。

- ・福祉機能 …………… 人と人とのつながり合いによるセーフティネット
あらゆる世代や多様な主体の交流による新しい福祉
- ・にぎわい創造機能 …… 地域や様々な人が日常的に過ごせる、楽しめる
- ・交流創造機能 …………… 年齢や障がいの有無等に関わらず多様な主体が集い、
交流できる
- ・教育機能 …………… 近隣小中学校との教育連携活動、講座開設、将来の福祉
人材づくり
- ・防災機能 …………… 災害時に避難することが難しい人に向けた防災機能

(2) (仮称) 地域共生ステーションの整備に向けた市民意向調査結果

(仮称) 地域共生ステーションの整備に向けた市民意向調査を以下のとおり実施しました。

<実施した調査の概要>

調査の内容	実施期間
パネル展示説明会の実施・アンケートの実施	令和4年8月20、21日 令和5年3月18、19日
WEB アンケートを実施	令和5年7月7日から 7月23日まで
第1回ワークショップ ・対象者：若者・子育て層、地域活動団体、地元自治会、学生など ・テーマ：こんな地域共生ステーション、つくりたいな！	令和5年8月26日
第2回ワークショップ ・対象者：若者・子育て層、地域活動団体、地元自治会、学生など ・テーマ：地域共生ステーションでこんなことしたい！	令和5年10月21日

上記以外に、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度にかけ、各種団体や関係機関への説明や意見交換を実施しました。

① パネル展示説明会におけるアンケート結果

● アンケート記入者（年代内訳）

	<令和5年3月>	<令和4年8月>
30代以下	3名	3名
40代	5名	6名
50代	6名	8名
60代	6名	10名
70代	27名	57名
80代	17名	18名

● 意見・要望の内容（主なもの）

- ・皆が楽しめる場所として、大切なところにして欲しい。
- ・誰もが気軽に利用できる場所になって欲しい。
- ・障がい者等や高齢者が特別ではなく、馴染める場所であって欲しい。
- ・すごく期待しています。良い施設をお願いします。
- ・送迎バスや市バスの駐車場も検討して欲しい。
- ・イベント時に駐車場が心配、大きな駐車場が欲しい。
- ・車の通行等、近隣住民に配慮して欲しい。 など

② WEB アンケートの結果

● 目的

パネル展示説明会におけるアンケート等の中で、高齢者世代や関係団体等からの意見を多数いただくことができましたが、現役世代や団体等に属していない方々の意見は少なかった事から、幅広い世代の意見を把握するため、近隣地区（柳川中学校区、第三中学校区）の現役世代を対象にWEB アンケートを実施しました。

● 対象者・手法

対象者	柳川中学校区、第三中学校区の小中学校に通う児童・生徒の保護者 (柳川中学校、第三中学校、丸橋小学校、芝生小学校、寿栄小学校、柳川小学校、玉川小学校)	柳川中学校区、第三中学校区に住む20歳代～50歳代の市民
手法	各小中学校を通じて全員に配布	対象地域内で無作為抽出し、郵送にて配布

● アンケート記入者（年代内訳）

20代	9名
30代	51名
40代	88名
50代	13名

● アンケート結果

【必要と思う機能について（複数回答可）】

福祉機能	66件
にぎわい創造機能	82件
交流創造機能	85件
教育機能	89件
防災機能	87件

参考)令和4年8月結果

福祉機能	57件
にぎわい創造機能	35件
交流創造機能	51件
教育機能	26件
防災機能	58件

【(仮称)地域共生ステーションに何があったら行ってみたいか(上位5件)】

- ・誰もが安全に遊べる遊具や広場
- ・家族や友人とゆっくり自由に過ごせる場所
- ・レストランやカフェ、ベーカリーなど食事ができる場所
- ・誰でも楽しくスポーツができる場所
- ・様々な講座が開かれ、色々な体験ができる場所

③ ワークショップの結果

全2回のワークショップでは、5～7名の4つのグループに分かれて実施しました。グループは、1つのグループに市民（公募）、障がい者等、地区コミュニティ、関係団体や学生など、幅広い世代の多様な人が属するように構成し、4グループとも同じテーマについて意見を出し合う形で実施しました。

<グループワーク中の様子>



<ワークショップでの(仮称)地域共生ステーションに期待することの意見(まとめ)>

	福祉機能	にぎわい創造機能	交流創造機能	教育機能	防災機能	その他
子ども	・進路・なやみ相談の場所	・吹奏楽、バンドなど発表会ができる場所	・様々な遊び（どろんこ、木登り、ボール遊び等）に対応できる広場 ・学びにつながる活動の場（楽器、ダンス、スケボー等の練習）	・自習・学習スペース ・小中学生の宿題、勉強のサポートができる	・防災の気運を高めるイベント	・子どもの放課後の居場所（学童等） ・学生がボランティアできる場所
子育て世代	・子育て相談・情報収集の場所	・子連れでも安心な飲食スペース（レストラン・カフェ） ・子育て世代が集う場所・イベント	・乳幼児の遊び場 ・花火のできる場所			・子育て世代の使いやすい施設整備（おむつを替える場所等） ・子育て世代が優先的に使える日の設定
高齢者	・健康維持（軽スポーツ）・生きがいづくりの場所 ・ここに来ることで健康状況や安否確認ができる	・高齢者・障がい者等でも楽しめるお酒も飲める飲食スペース	・子どもとの交流の機会 ・高齢者が多く集う、知り合いがいなくても気軽に行ける場所			
障がい者等	・カウンセラーがいる相談の場所 ・健康維持（軽スポーツ）・生きがいづくりの場所		・障がい者等の社会参画（働く場や障がい者等が集まり活動できる）の場			・ユニバーサルデザイン（車いす対応、医療ケア）の導入
全世代	・困りごと、健康、就活等の相談場所 ・地域の情報収集、イベント企画をしたい人をつなげる場 ・健康維持（ジム・アスレチック等）の場	・気軽に誰でも利用できるレストラン・カフェ（ここで収穫した野菜等を提供） ・この場所で野菜等を栽培し、販売	・世代問わず集まれるイベント（キャンプ等） ・動物とのふれあい（ドッグラン） ・ストリートピアノなどの音楽の楽しめる場所 ・譲渡会	・世代交流も可能な様々な講座（スマホ、ダンス、ヨガ等） ・高齢者と子どもが交流できる遊びの場 ・自主学習（読書・PC）の場	・防災の気運を高めるイベント（防災キャンプ、グッズ展示） ・防災機能の高い施設整備（地上4m以上、太陽光パネル設置等）	・集いの場、ウォーキングのできる園路・空間 ・季節を感じられる植物のある空間 ・バスなどの公共交通 ・ユニバーサルデザインの導入 ・施設・取組を知ってもらうためのSNSを使った情報発信

(3)めざす地域共生社会モデル像

(仮称) 地域共生ステーションでめざす地域共生社会モデル像は以下のとおりです。

- ・ 全ての人にとって、楽しみや魅力があり、にぎわいがある。
- ・ 高齢者が生涯にわたって活躍し、高齢者同士や多世代での交流を通じて、地域課題の解決や、将来を生きる子どもたちをみんなで育てていける。
- ・ 障がいの有無等に関わらず、多様な主体が自分や人のために生き生きと活躍でき、人に喜んでもらえる、人を感動させることができる。
- ・ (仮称) 地域共生ステーションに関わる人々がこの場所を愛し、ともにより良い地域を創っていくことができる。



めざす像を実現するために、あらゆる世代の人々や障がい等のある人々のつながる仕組みをデザインし、ICT を積極的に活用して、社会的障壁を超えて交流できるよう環境を整えます。

「デジタル技術を活用した共生社会」の実現の提言
(総務省及び厚生労働省所管 デジタル活用共生社会実現会議報告より抜粋)

年齢、障がいの有無等に関わらず、みんなが支え合う社会を実現することが求められている。

ICT の特筆すべき特徴は、日常生活等において従来できないと考えられてきたことが可能となることや、就業構造や社会の在り方自体にも変化をもたらす可能性が考えられる。

ICT が持つ可能性を活用し、地域の特性に応じた解決策を講じることで持続可能な社会の実現が可能となる。

めざす地域共生社会モデル像（イメージ）

楽しみ・魅力・にぎわい

- ・日常生活で繰り返し人がやってくる
- ・様々な人の週末の楽しみがある
- ・誰もが自然と足を運びたいくなる
- ・にぎわいと、緩やかなつながりがある



多世代交流・生涯活躍・次世代育成

- ・生きがいボランティアで、社会とつながる
- ・つながりあって、地域課題解決
- ・健康で長生き、みんなの幸せ
- ・将来を生きる子どもをみんなで育て、見守る
- ・ICT活用で交流機会とつながりを創造



～ もっとインクルーシブに、みんなの楽しみ
インクルーシブな価値観を人や地域社会へ



※写真等はイメージです。
内容等が変更になることがあります。

多様な主体の活躍

- ・障がいの有無等に関わらず、誰もが働ける、活躍できる機会がある
- ・誰もが人に喜んでもらえる、人を感動させることができる
- ・就労、アート、パラスポーツなどICT活用で活躍の機会・場所を創出

市民、地域に愛される地域共生の拠点

- ・みんなが使えるインクルーシブ空間
- ・コーディネート組織を中心に、市民企画イベント開催
- ・あらゆる主体がつながりあって、新しい価値の創造（地域や企業、団体のプラットフォーム構築）
- ・困りごと、悩み、なんでも気軽に相談。みんなで解決

「多様性」×「つながり」×「ICT活用」で、今までの社会常識を超え、新しい価値を見いだす

地域共生社会という、新しい社会の形をみんなで考え創造する場所

(4)導入施設・規模

あらゆる世代の人々が、障がいの有無等に関わらず、互いにつながりあって、ともに楽しく過ごせるために必要な諸室を備えるとともに、それぞれが有機的につながりあうことで、様々な市民、団体、企業等の地域共生の気運を醸成していける機能を導入します。

	諸室	展開イメージ	規模	
屋内 (仮称) 地域共生センター	生活利便施設 (人が自然と来て、賑わいが生まれるようなもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ・ベーカリーや物販施設等 ・障がい者等の雇用や障がい者等と利用者の交流が生まれるものを想定 	250 ~ 300 m ² 程度	約 4,000 m ² 程度
	みんなの居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が交流・休憩できるバリアフリー空間 ・フリーWi-Fiで、コワーキングスペースや自習スペースとしても利用可 ・一部は、親子スペースとして子どもが遊具やおもちゃで遊べる空間を設置 	400 m ² 程度	
	エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のエントランス、みんなの居場所やカフェなどと一体的に利用できる広い空間(バリアフリー) ・空間の一部はイベント実施やハンデフリーに関する先端技術体験などの貸しスペースとして利用することを想定 	100 m ² 程度	
	ギャラリー・ショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者アート等を展示するギャラリーと作品を購入できるショップ 	100 ~ 150 m ² 程度	
	多目的スタジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・パラスポーツ、軽スポーツ、イベント等が可能なスペース及び通信機器を備えたフィットネス兼トレーニングルームを併設 	100 m ² 程度	
	キッチンスタジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・料理教室等が可能なスペース 	80 m ² 程度	
	クラフトルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・木工体験等が可能なスペース ・裁縫、ミシン、DIY 工作台、工具関係、手洗い場、ワークショップ用作業台などを設置 	80 m ² 程度	
	貸室 (XR 対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・XR に対応可能な機器等(高速通信環境や超単焦点プロジェクタ)が設置された貸室 ・災害時には移動困難者の一時的な避難場所として機能 	100 m ² 程度 × 4 室	
	多目的ホール (XR 対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発表会など様々なイベントもできる広い部屋 ・XR 水族館等のイベントの企画、実施 	400 m ² 程度	

	備蓄倉庫	・防災機能としての備蓄	50 m ² 程度
	事務所	・運営スタッフ用のスペース(市社会福祉協議会スタッフのスペースを含む) ・生活上の困りごとを相談できる窓口の運営	80 m ² 程度
屋外	インクルーシブ広場	・インクルーシブ遊具を設置 ・誰もが自由に過ごせる広い環境を整備	
	屋根付きテラス	・(仮称)地域共生センターの付帯施設 ・雨天の遊び場、イベント会場として利用	1,000 m ² 程度
	大屋根広場	・敷地北部など、(仮称)地域共生センターとは離れた広場に設置 ・雨天の遊び場、イベント会場として利用	1,000 m ² 程度
	外周園路・散策路	・障がい者等優先レーンを設置	
	駐車場・駐輪場	・施設利用者数算定より、約60台必要 ・敷地の南側エントランス付近に設置	
	バスロータリー	・敷地の南側、(仮称)地域共生センターエントランス前への設置を想定	

※XR…AR(拡張現実)、VR(仮想現実)、MR(複合現実)の総称

<施設機能を活用したソフト事業展開の例>

- ・料理教室(キッチンスタジオ) → みんなの居場所での一日レストラン
 - ・コーヒー豆選別(障がい者等就労) → 地域人材による高級カフェテリアイベント
 - ・地域のお仕事掲示板 → 生きがいボランティア(ステーションポイント獲得) → ベーカリー利用
 - ・自習スペースでの学生による「〇曜日は宿題やつつけ隊、みんな宿題もって集まれ！」
 - ・元大工によるDIY講座 → (仮称)地域共生ステーションの本棚制作や身に付けたスキルでボランティア活躍
 - ・CSWによるクラフトワークなどのミニイベントを通じた気軽にできる身近なくらしの相談
- ※CSW…コミュニティソーシャルワーカー

上記は、諸室の機能を有機的につながりあわせて実施される事業展開の例であり、運営開始以降、具体的に検討されます。

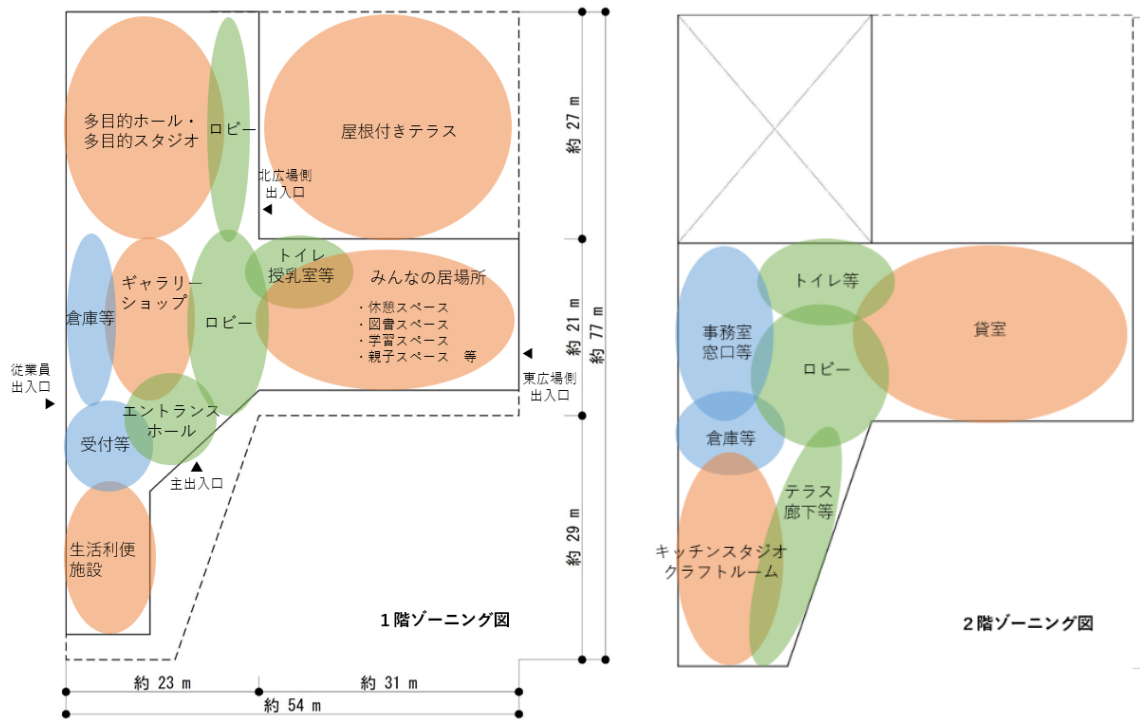
※ 図は一例であり、今後の設計等により変更があります。

(5)土地利用計画（一例）



※ 図は一例であり、今後の設計等により変更があります。

(6) (仮称) 地域共生センター平面ゾーニング (一例)



（1）基本的な考え方（（仮称）地域共生ステーション整備基本構想より）

整備や運営手法の検討にあたっては、工事期間中の近隣在住者の生活負担や早期の実現を期待する声を考慮しつつ、以下の点を基本的な考え方として、決定することとします。

<基本的な考え方>

- ・ 多様な主体が積極的に運営に関わっていける仕組みが必要
- ・ 新しい社会づくりに向けた柔軟な発想や迅速性が必要
- ・ 政策目的達成のための公的関与が必要
- ・ 地域福祉の充実として市民が安心感を得られることが重要

（2）高槻市における「PPP/PFI 手法導入における優先的検討に係る指針」

本市においては、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するために、平成 29（2017）年 3 月に優先的検討に係る指針を定めました。

この指針において、下表に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象と定めており、（仮称）地域共生ステーションの整備・運営（以下、「本事業」という。）は（1）（2）のいずれにも該当することから、優先的検討を行うものとしします。

区分	種類及び基準
(1) 右のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物又はプラントの整備等に関する事業 ・ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
(2) 右のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。） ・ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）
(3) その他、検討を行うことが適当と思われるもの	

(3)本事業において想定される事業手法

前述の基本的な考え方に照らすと、本事業の事業手法としては以下の3つが想定されます。

<事業手法及び契約形態>

	従来方式	PFI(BTO)方式	DBO方式
イメージ図			
方式の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・従来公共工事のとおり、市による基本設計発注→実施設計発注→工事発注→運営事業者募集という流れで整備する方式 ・維持管理・運営は直営又は指定管理者による運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工・運営を一括で性能発注する方式 ・維持管理・運営は民間自主運営又は指定管理者による運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計(D)・施工(B)・運営(O)を一括で性能発注する方式 ・維持管理・運営は直営又は指定管理者による運営
契約形態	4～7回の公募で以下の契約 ①基本設計業務委託契約 ②実施設計業務委託契約 ③建設工事請負契約(工種ごと) ④維持管理・運営業務委託契約	1回の公募で以下の契約 ①PFI契約	1回の公募で以下の契約 ①基本契約(以下を束ねる) ・設計・建設工事一括請負契約 ・維持管理・運営業務委託契約
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な手法でこれまで多数の実績がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営者の意向を設計に反映できる ・工期が短縮できる ・国庫補助金の獲得に有利 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営者の意向を設計に反映できる ・工期が短縮できる

※BTO (Build Transfer and Operate)・・・民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。

※上図中、SPC(特別目的会社)はあくまで一例であり、共同企業体等の場合もあります。

(4)民間事業者へのサウンディング調査の結果

本市の「PPP/PFI 手法導入における優先的検討に係る指針」に基づき、地域共生、地域共創あるいは公民連携に関する事業活動を実施している多業種の企業等に対してサウンディング調査を行いました。

調査においては、複数社において事業参画の意向を確認でき、想定手法に対していずれも対応できる旨の回答を得ることができました。

項目	主な意見
事業スキーム	【PFI (BT0) 方式について】 ・多くの事業者から問題ないとの意見が得られた。
事業期間	<p>■設計期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本・実施設計合わせて1年あれば実施可能との意見が多く挙げられた。但し、物価高騰を踏まえて、設計完了後のコスト調整のための期間を2か月程度見込んでおく方が望ましいといった意見もあった。 <p>■建設期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成・前面道路整備に関しては、5～6か月程度で問題ないといった意見が多く挙げられた。 ・建築工事については、1年程度で問題ないといった意見と、1.5年程度必要であるといった意見の両方が見られた。 <p>■維持管理・運営期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の投資部分が少ないことから、10年間でも実施可能という意見が多く見られた。
リスク	・一般的な契約締結時を起点とするのではなく、提案書提出時からの物価変動を見てほしいとの意見があった。
参画意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「非常に興味がある」「興味がある」「どちらともいえない」のいずれの回答も見られ、半数程度の事業者が本事業への関心を示していた。 ・建設企業からは、連携する運営企業を見つけられるかが参画の鍵となるとの意見が挙げられた。

(5)事業手法の検討結果

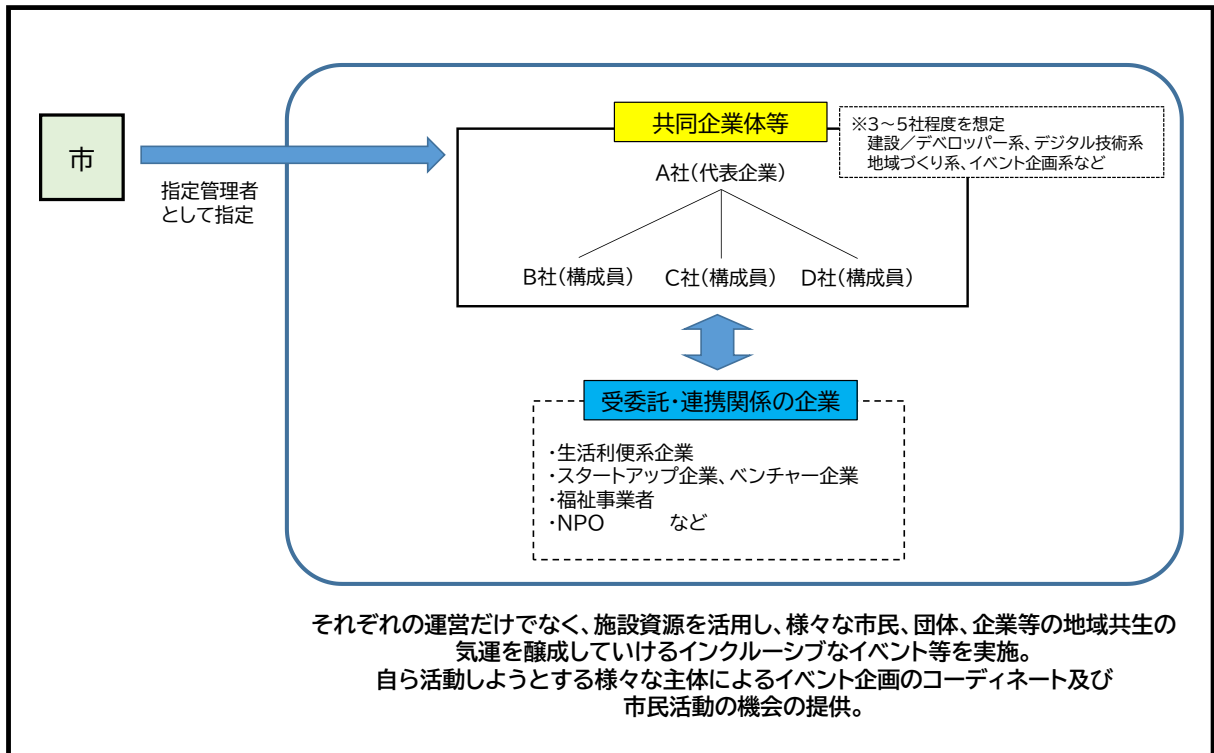
① 事業手法（運営）に関する定性的な評価

<方向性>

- ・新しい社会づくりに向けた柔軟な発想や迅速性が必要
- ・政策目的達成のための公的関与が必要
- ・地域福祉の充実として市民が安心感を得られることが重要

運営については、前述の考え方から、柔軟な発想を持ち、魅力的な取組を迅速に展開することが可能で、かつ、市による公的関与が可能な「指定管理者による運営」が望ましいと考えられます。業務範囲が様々な分野にわたるため、指定管理者は複数の企業でグループを組む共同企業体等が想定されます。なお、指定管理期間は、利用者サービスの向上や事業者の経営の安定化・効率化が見込める期間とすることが適していると考えます。

<運営構成例>



② 事業手法（整備）に関する定性的な評価

<方向性>

- ・ 民間のアイデアを活かした魅力的な事業展開が可能となるよう、設計に運営者の意向を反映する
- ・ 関連工事を一括で発注すること等により、整備期間の短縮を図る
- ・ 整備費用の市負担の縮減を図るため、国庫補助金等を最大限活用する

整備については、上記の考え方及び①の考え方から、施設整備者と運営事業者（指定管理者）を一体的に募集ができ、国庫補助金獲得に有利な PFI（BT0）方式による整備がより適切であると言えます。

定性的評価の結論：指定管理者制度を前提とした PFI（BT0）方式による整備が望ましい。

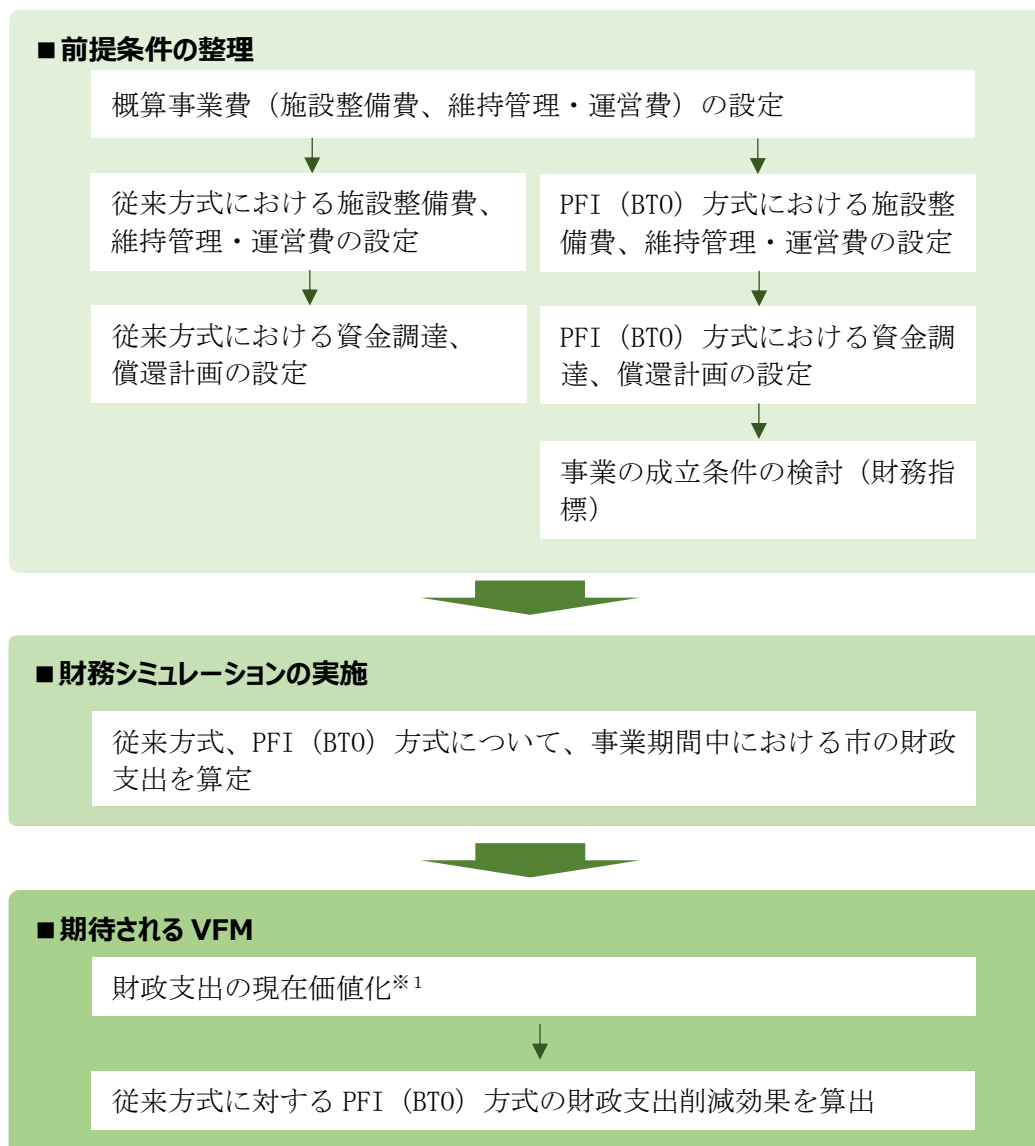
③ 事業手法に関する定量的な評価

PFI（BT0）方式の採用の効果について定量的に評価を行うために VFM の算定を行います。

※VFM(Value For Money)・・・従来方式と比べて PFI 方式の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

ア VFM 算定の流れ

以下の流れで VFM の算定を行いました。



※1 現在価値化とは

現在の貨幣価値と将来の貨幣価値では、実質的な価値が異なることから、将来の貨幣価値を現在の貨幣価値に換算することを現在価値化といいます。財政支出について正確な比較を行うことが可能になります。

t 年における価値 V_t の現在価値 = $V_t \times R_t$

$$R_t = 1 / (1+r)^{(t-\text{基準年})}$$

R_t : 現在価値化係数、 r : 割引率

イ VFM 算定にあたっての前提条件

VFM 算定にあたっての前提条件は下表のとおりです。

	従来方式で実施する場合	PFI (BTO) 方式で実施する場合
財政支出の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費 ・維持管理・運営費 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費 ・維持管理・運営費 ・SPC 経費 ・アドバイザー経費
資金調達条件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 ・起債 ・交付金（都市構造再編集中支援事業交付金、デジタル田園都市国家構想交付金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費については、交付金分は年度ごとに支払い、その他は施設引渡時に一括で支払う ・維持管理・運営費は年度ごとに支払う
事業費の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・概算事業費に落札率 90%を加味して算出 	<ul style="list-style-type: none"> ・同種同規模の他市事例を参考に、従来方式からのコスト削減率を設定し、算出
リスクの調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特に行わない 	
割引率	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5% 	
インフレ率	<ul style="list-style-type: none"> ・0.0% 	
起債償還条件	<ul style="list-style-type: none"> ・年利 0.3% ・償還期間 10 年（据置期間なし） 	

ウ 事業費の算出

導入施設・規模を踏まえ、以下のとおり概算事業費を算定しました。但し、施設の整備内容の精査や物価高騰の状況により、今後変動が生じる可能性があります。

<施設整備費>

施設整備費は税込み 50 億円程度を想定しています。なお、近年の建設費上昇のトレンドから、令和 7（2025）年秋までの価格上昇を反映しています。

項目		金額（千円）
土木設計費	基本設計	8,960
	実施設計	38,740
土木工事費		911,774
土木工事監理費		14,800
建築設計費	基本設計	45,981
	実施設計	151,243
建築工事費		3,219,698
建築工事監理費		46,017
小計（税抜）		4,437,213
小計（税込）		4,880,934

<維持管理・運営費>

維持管理・運営費は年間で税込み 1.2 億円程度、10 年間で合計 12 億円程度を想定しています。人件費やエネルギーコスト上昇は見込んでいません。

項目		金額（千円/年）
維持管理費	建物維持管理費・建物設備維持管理費	38,983
	建物修繕費	11,191
	光熱水費	7,065
	備品管理費	2,821
	屋外維持管理費	4,781
	その他雑費	973
運営費	人件費	45,348
	各種イベント運営費	8,758
小計（税込）		119,920

〈事業費の比較〉

従来方式とPFI（BT0）方式の事業費比較は下表のとおりです。

なお、従来方式の施設整備費は、落札率を考慮して90%で算出しています。

(税込)

項目	従来方式で実施する場合（千円）	PFI（BT0）方式で実施する場合（千円）	備考
施設整備費	4,438,041	3,994,237	4,000 m ² 前後のPFI（BT0）事業のVFMの平均を参考に従来方式×90%で算出 但し、維持管理・運営費のうち、光熱水費は100%とする
維持管理・運営費 ※10年間の合計 ※開業準備費を含む	1,224,209	1,109,853	
SPC経費、SPC税・配当	—	256,465	
アドバイザー費・業務確認検査費等	57,000	103,510	
起債調達分の金利	22,981	22,701	
合計（税込）	5,742,232	5,486,766	

(内閣府が示す「VFMに関するガイドライン」等に基づく)

エ VFM算定

従来方式とPFI（BT0）方式について概算事業費をもとにVFM算定を行った結果、現在価値化後のVFMは約6.7%となりました。

(税込)

項目		従来方式	PFI（BT0）方式
公共の財政負担額	現在価値化前	4,709,453千円	4,458,379千円
	現在価値化後	4,383,352千円	4,090,565千円
VFM	現在価値化前	金額	251,074千円
		割合	5.33%
	現在価値化後	金額	292,787千円
		割合	6.68%

※公共の財政負担額については、市の支出額から交付金等の財源を差し引いて算出しているため、〈事業費の比較〉の合計と一致しません。

定量的評価の結論：PFI（BT0）方式を採用することで、経費削減が期待できる。

④ 事業手法に関する総合評価

以上の検討により、指定管理者制度を前提としたPFI（BT0）方式を採用するものとします。また、市や社会福祉協議会、地区コミュニティ、地区福祉委員会等と連携した運営を考慮し、企業市民として、地域をともに創っていくことのできる民間事業者を募集することとします。

(6)官民役割分担の整理

本事業における設計・建設・維持管理・運営の各業務について、官民の役割分担を整理しました。

諸室		業務項目と役割分担（事業者の役割●/市の役割○）										事業者の収入	維持管理・運営への市の費用負担の有無（あり/なし）	市への支払い	
		設計業務		建設業務		維持管理業務					運営業務				
		基本設計業務	実施設計業務・その他業務	建設工事業務	工事監理業務	建築物・建築設備保守管理業務	備品等保守管理業務	清掃業務	修繕業務	警備業務					
(仮称)地域共生センター	生活便利施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	あり（飲食サービス収入等）	なし	利益の一部を還元
	みんなの居場所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	あり	—
	エントランスホール	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	あり	—
	ギャラリー・ショップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	あり（販売手数料収入）	あり	利益の一部を還元
	多目的スタジオ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	なし（徴収委託方式）	あり	—
	キッチンスタジオ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	なし（徴収委託方式）	あり	—
	クラフトルーム	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	なし（徴収委託方式）	あり	—
	貸室（XR対応）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	なし（徴収委託方式）	あり	—
	多目的ホール（XR対応）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	なし（徴収委託方式）	あり	—
	備蓄倉庫	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	あり	—
	事務所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	あり	—
	相談窓口	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	—	—	—
	共用部分	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	あり	—
屋外	インクルーシブ広場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	なし（徴収委託方式）	あり	—
	屋根付きテラス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	なし（徴収委託方式）	あり	—
	大屋根広場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	なし（徴収委託方式）	あり	—
	外周園路・散策路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	あり	—
	駐車場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	なし（徴収委託方式）	あり	—
駐輪場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	あり	—	
その他	前面道路	○	●	●	●	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—

■その他の業務

- ・地域共生に資するイベント等実施業務
- ・自主事業

※エントランスホールやみんなの居場所等で収益事業を行う場合、目的外使用許可等を行う想定。

※イベント実施業務については、以下のような内容を想定。

- ・地域資源を活用し、様々な市民、団体、企業等の地域共生の気運を醸成していけるインクルーシブなイベント等の実施。
- ・自ら活動しようとする様々な主体によるイベント企画のコーディネート及び市民活動の機会の提供。

(7)運営への市民意見反映の考え方

① 基本的な考え方

子どもから高齢者まで、障がいのある人、ない人、様々な人が集まり、つながりをつくることで、地域共生社会の実現につながると考えています。

(仮称)地域共生ステーションでは、このような環境を実現するために、市民などの関係者が主体となって(仮称)地域共生ステーションでの活動について考え、実践していくことが重要と考えています。

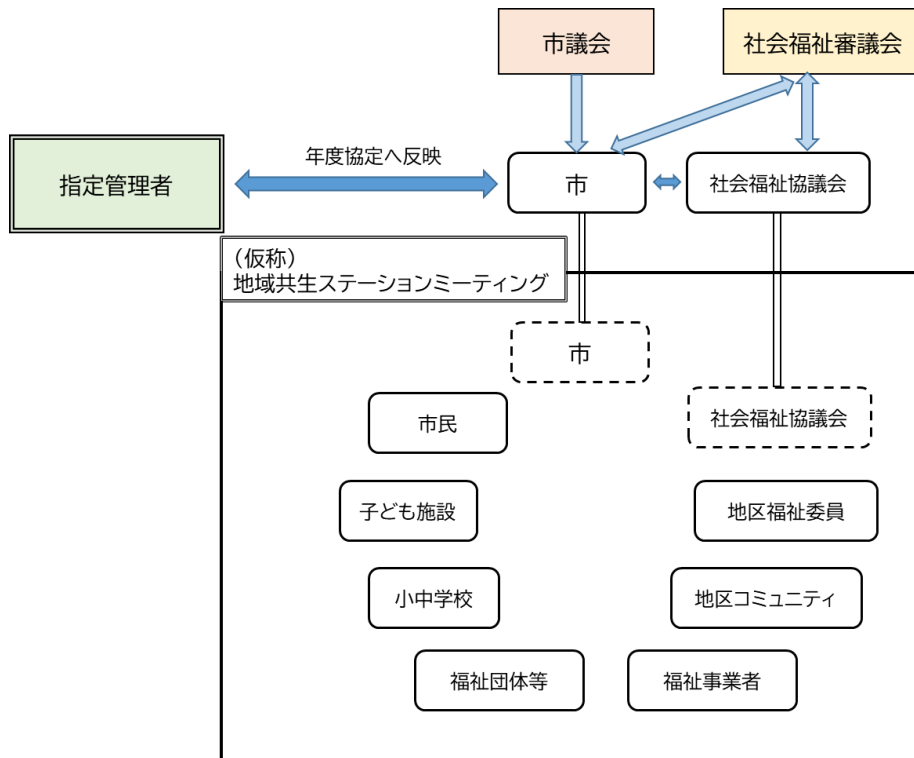
このため、様々な地域課題・福祉課題を共有し、それについて多様な主体が話し合える「(仮称)地域共生ステーションミーティング」を設置します。

② (仮称)地域共生ステーションミーティング

ミーティングの役割としては、以下のとおり想定しています。

- 地域課題・福祉課題の共有
- (仮称)地域共生ステーションでの活動
- 指定管理者と連携したイベントの企画・実施
- (仮称)地域共生ステーションの運営に関する意見・提案 など

ミーティングにおける意見・提案などは、市において検討を加え、必要に応じ指定管理者との年度協定等に反映します。

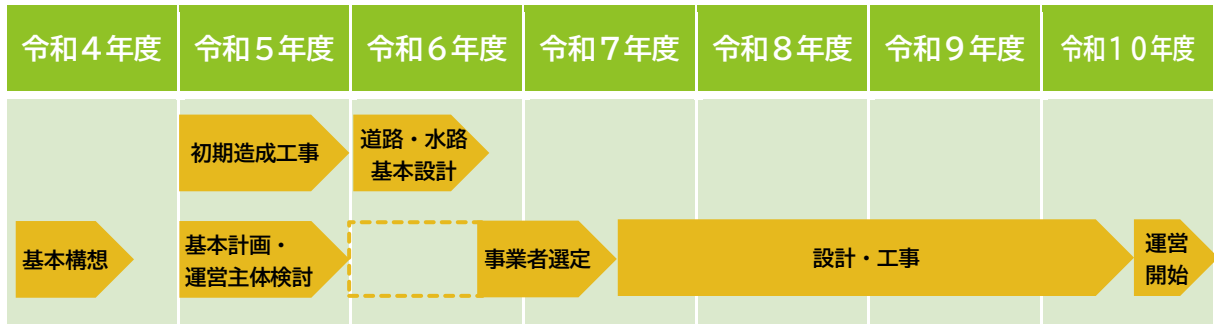


<市民意見反映のイメージ図>

7

整備スケジュール

令和10（2028）年度中の運営開始に向け、下記のとおり整備を進めます。



資料編

1 用語解説

	用語	説明
あ行	インクルーシブ	日本語では「包み込むような」「包摂的な」と訳される形容詞。それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できるようにするため、誰も排除せず、一人ひとりを社会の構成員として取り込む「社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)」として使われることが多い。
か行	コワーキングスペース	属性の異なる人々が、開かれたワークスペースを共用し、それぞれの仕事をする施設。時に利用者間の連携・交流を促す機能を有する。
さ行	サウンディング調査	事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法。
	指定管理者(制度)	公の施設の管理・運営を、株式会社を始めとした民間事業者等に任せることを認める制度。
	社会福祉協議会	住民組織をはじめとする公私の社会福祉の関係機関・団体との協働により地域福祉の向上に取り組む社会福祉法第109条に規定された民間の団体。
た行	地域福祉計画	社会福祉法第107条を根拠とし、だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、地域における生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について目標を定め、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画。
	地区コミュニティ	地域において、自治会をはじめ福祉団体・教育団体などの多くの組織・団体が地域で相互に関連を持ちながら活動するため、これらのコミュニティ活動をネットワーク化することをめざして組織された団体。市内には全市域を網羅する32の地区コミュニティがあり、よりよい地域づくりのためにさまざまな活動を行っている。
	地区福祉委員会	社会福祉協議会活動を実践する組織で、概ね小学校区をエリアとして地域の福祉ニーズを掘り起こし、そこに

		住む「すべての住民が安心して暮らせるまちづくり」の推進役であり、住民自らの知恵と力を出し合って活動を行う。
	超単焦点プロジェクト	焦点距離が極めて短いプロジェクトのこと。短い焦点距離で大画面を映し出すことが可能。
は行	バリアフリー	道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア(障壁)や、高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的制度化されたバリア(資格・免許取得を制限する欠格事項など)、また心理的なバリア(偏見など)の除去という意味。広義には、高齢者や障がい者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。
や行	ユニバーサルデザイン	あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
わ行	ワークショップ	色々な立場の人がアイデアを出し合い、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、協同で学び合意形成をはかるための集まり。
B	BTO (Build Transfer and Operate)	民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。
C	CSW(コミュニティソーシャルワーカー) (Community Social Worker)	地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけ、また、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職。
I	ICT (Information and Communication Technology)	情報通信技術の総称でコンピュータ・インターネット・携帯電話等を使う情報処理や通信に関する技術。
P	PPP/PFI (Public Private Partnership / Private Finance Initiative)	PPP とは、公共サービスの提供において行政と民間が連携して行う様々な方法を幅広くとらえた概念。PFI とは、PPP の手法のひとつであり、PFI 法に基づき、公共施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金や経営能力を活用することで、効率的かつ効果的に社会インフラを整備、運営する手法。
S	SNS (Social Networking)	人と人とのつながりの場を提供するインターネット上のサービス。代表的なものとして、Facebook(フェイス

	Service)	ブック)、X(旧 twitter(ツイッター))、Instagram(インスタグラム)、LINE(ライン)などがある。
	SPC(特別目的会社) (Special Purpose Company)	ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。PFIでは、公募提案する共同企業体(コンソーシアム)が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。
V	VFM (Value For Money)	従来方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。
X	XR (Extended Reality)	AR(拡張現実)、VR(仮想現実)、MR(複合現実)の総称。

(1) これまでの主な経過

〈令和4年〉

- 3月 ・ 令和4年度施政方針 (仮称) 福祉ヴィレッジの整備検討
- 4月 ・ (仮称) 福祉ヴィレッジ整備庁内検討会及び事務局会議設置
・ 第1回庁内検討会議
- 5月 ・ 第2回庁内検討会議 (書面開催)
- 6月 ・ 福祉企業委員会協議会報告
・ 第3回庁内検討会議 (書面開催)
- 7月 ・ 社会福祉審議会 地域共生社会推進部会
・ 第4回庁内検討会議
- 8月 ・ 地域説明会 (パネル展示式) 来場者 133名
- 9月 ・ 福祉企業委員会協議会報告
・ 第5回庁内検討会議
- 10月 ・ 社会福祉審議会 地域共生社会推進部会
- 11月 ・ 第6回庁内検討会議
・ 地域福祉計画策定委員会
- 12月 ・ 福祉企業委員会協議会報告
名称変更、(仮称) 地域共生ステーション整備基本構想 (案) 報告
・ (仮称) 地域共生ステーション整備基本構想 策定

〈令和5年〉

- 2月 ・ 社会福祉審議会 地域共生社会推進部会
- 3月 ・ 当初予算計上 (基本計画策定支援、初期造成工事等)
・ 地域説明会 (パネル展示式) 来場者 75名
- 4月 ・ 第1回庁内検討会議
- 7月 ・ 整備予定地近隣の小中学校生を子に持つ保護者及び
整備予定地近隣の中学校区に住む現役世代を対象とする
アンケート調査 対象者 3,120名
- 8月 ・ 第2回庁内検討会議
・ 第1回ワークショップ 参加者 25名
- 9月 ・ 福祉企業委員会協議会報告
- 10月 ・ 第2回ワークショップ 参加者 19名
- 11月 ・ 市制施行80周年記念フェスタ (つながり体験コーナー)
・ 第3回庁内検討会議
・ 社会福祉審議会 地域共生社会推進部会
(仮称) 地域共生ステーション整備基本計画骨子案

- ・地域福祉計画策定委員会
- 12月 ・福祉企業委員会協議会報告
（（仮称）地域共生ステーション整備基本計画骨子案）

〈令和6年〉

- 1月 ・第4回庁内検討会議
・地域福祉計画策定委員会
- 2月 ・福祉企業委員会協議会報告
（（仮称）地域共生ステーション整備基本計画（案））
・社会福祉審議会 地域共生社会推進部会
（（仮称）地域共生ステーション整備基本計画（案））
- 3月 ・当初予算計上（PFI事業者選定関連等）
・（仮称）地域共生ステーション整備基本計画 策定

(2) (仮称) 地域共生ステーション整備・運営等庁内検討会議委員名簿

健康福祉部部長代理
みらい創生室長
地域共生社会推進室長
福祉事務所長
コミュニティ推進室長
都市創造部部長代理
街にぎわい部部長代理
総合戦略部長が指名する課長級以上の職員
地域共生社会推進室主幹
福祉指導課長
長寿介護課長
福祉相談支援課長
障がい福祉課長
子ども未来部長が指名する課長級以上の職員
都市創造部長が指名する課長級以上の職員
街にぎわい部長が指名する課長級以上の職員
教育指導課長又は主幹
危機管理室主幹
交通部運輸課長

(3) 高槻市地域福祉計画策定委員会委員名簿

委員長	所管副市長	
委員	危機管理監	
	総合戦略部	総合戦略部長
	総務部	総務部長
	市民生活環境部	市民生活環境部長
	健康福祉部	健康福祉部長
		健康福祉部理事兼保健所長
	子ども未来部	子ども未来部長
	都市創造部	都市創造部長
	街にぎわい部	街にぎわい部長
教育委員会事務局	教育次長	

(仮称) 地域共生ステーション整備基本計画
令和6年3月発行

高槻市 健康福祉部 地域共生社会推進室
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
TEL:072-674-7162 / FAX:072-674-7820